



島根県報

平成20年3月28日(金)
号外第32号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

訓令

島根県自治研修所研修規程の一部改正	(人事課)	1
島根県職員研修規程の一部改正	(")	1

訓 令

島根県訓令第11号

本 庁
地方機関

島根県自治研修所研修規程(昭和37年島根県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1項中「一般研修、特別研修」を「階層別研修、選択研修」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 階層別研修は、職位に応じて求められる職務の遂行に必要な知識及び技能を修得するための研修とする。
- 3 選択研修は、職員が能力の開発のために必要に応じて自主的に受講する専門的・実務的な研修とする。

第4条中「平成15年島根県規則第30号)第16条第1項に規定する課の長、同条第2項及び第3項に規定する課等の長、同条第2項に規定する本庁の課等の長並びに同規則第21条」を「平成18年島根県規則第17号)第12条第1項に規定する課等及び同条第2項に規定する課並びに同規則第17条」に改め、「)の長」の次に「(以下「所属長」という。)」を加え、「(以下「所属長等」という。)」を削る。

第5条中「所属長等」を「所属長及び市町村長」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「所属長等」を「所属長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

島根県訓令第12号

本 庁
地方機関

島根県職員研修規程(昭和61年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中「平成15年島根県規則第30号)第16条第1項に規定する課の長、同条第2項及び第3項に規定する課等の長並びに同規則第21条」を「平成18年島根県規則第17号)第12条第1項に規定する課等及び同条第2項に規定する課並びに同規則第17条」に、「職員の自己啓発の助長に十分配慮するとともに、職員に研修を受ける機会を与えるように努めなけれ

ばならない。」を「職員の育成が重要な職務であることを認識し、自己啓発の奨励等により職員の能力及び適性を伸ばすよう十分配慮するとともに、職員が研修に専念できるようにその機会及び便宜を与えるものとする。」に改める。

第4条を次のように改める。

(職員の責務)

第4条 職員は、自律的に自身の能力開発に努めるとともに、計画的に研修を受講し、その成果を職務に活かすように努めなければならない。

2 職員は、研修期間中は研修に専念しなければならない。

第9条を次のように改める。

(部局研修)

第9条 部局研修とは、職務遂行に必要な専門的又は実務的な知識及び技能を修得させるため、部長等がその所属職員に対して実施し、又は一若しくは複数の部局が主宰して全庁的に実施する研修をいう。

第12条の見出し中「に対する協力」を「相互間の連携等」に改め、同条中「研修所長」を「部長等、課長等及び研修所長」に、「に対して、必要に応じ助言し、又は援助するものとする」を「相互間の連携を図り、その円滑かつ効果的な運営に努めなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 研修所長は、部局研修及び職場研修に対し、必要に応じ、助言し、又は援助するものとする。

第19条の見出し中「助成」を「支援」に改め、同条中「、助言し、及び援助」を「支援」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。